1108	時刻歴応答解析方法を用いて検証する（仮称）ライオンズ大通公園の構造方法に応じて評価する方法	1－5　耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	株式会社大京	北海道札幌市中央区大通西10丁目4番地16	平成22年8月17日
1109	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「清水駅西第二築地区優良建築物等整備事業」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	清水駅西第二築地区優良建築物整備事業建設組合	静岡県静岡市清水区本郷町1番28号	平成22年8月17日
1111	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）ウィスティリア伝馬町」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	フジ都市開発株式会社	静岡県静岡市駿河区国吉田一丁目7番37号	平成22年8月17日
1112	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「武蔵浦和駅第1街区第一種市街地再開発事業B2棟」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	戸田建設株式会社	東京都中央区京橋一丁目7番1号	平成22年8月17日

○東北地方整備局告示第百三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十五日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島市松川町沼袋字北原九〇番一から同市松川町沼袋字北原四五番二五まで	前	六〇・七六～一二四・〇四メートル	〇・二三三キロメートル
	後	二七・七九～八三・八三メートル	〇・二一三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十五日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	春日部市下柳字森田前三〇一番一から同市下柳字森田前三三一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年九月十五日

○関東地方整備局告示第三百五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十五日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	甲斐市竜王字片瀬二〇番六から同市下今井字南原二九六番五地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年九月十五日

○関東地方整備局告示第三百五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十五日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東京都目黒区大橋一丁目四一三番一七から同区大橋一丁目四一三番一三まで	前	四〇・〇二～四二・六〇メートル	〇・〇六六キロメートル
	後	四〇・一〇～四三・九四メートル	〇・〇六六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○近畿地方整備局告示第百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年九月十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　福井県

二　都市計画事業の種類及び名称　福井都市計画道路事業三・四・一号福井縦貫線

三　事業施行期間　自平成二十二年九月十五日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福井市松本四丁目、宝永四丁目、田原一丁目及び春山一丁目地内

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十五日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十二号及び三百十九号	三豊市財田町財田上字池の尾七六八二番一三から同市財田町財田上字池の尾七六八一番七地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年九月十五日